



下水道に接続している家屋を解体する際はご注意ください



- ・家屋の解体に伴い排水設備を撤去する際、不十分な処置により砕石等が下水道本管に流入する事例が発生しています。
- ・下水道機能保全のため、排水設備を撤去する場合は必ず異物流入防止の処置（キャップ止め）を行ってください。
- ・また、排水設備を撤去しない場合でも、重機の踏みしめ等による破損が発生しないように十分注意してください。



処置が

または ・不十分であることが判明 ・十分か不明である
・踏みしめ等による破損が疑われる などの場合は

状況確認のため、職員立会いのもと施主（解体依頼者）
 または解体業者に敷設箇所を掘削していただくこととなります。

排水設備の撤去は廃止の届出を！

上記のような事態を防止するため
 排水設備を撤去しようとする際は届出をお願いします

詳しくは

窓口またはお電話で
 水道課 下水道担当係にお尋ねください。

川棚町水道課 下水道総務係 ☎0956-82-2356
 下水道施設係 ☎0956-82-3806

ホームページはこちら（様式も掲載しています）

URL

<https://www.kawatana.jp/cat01/c1-08/haishi/index.html>

QRコード

